

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 十 一 月 一 日

目 次

告 示

- 第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域の指定 (環境企画課) 一
- 鳥獣保護区の存続期間の更新 (同) 一
- 特別保護地区の指定 (同) 六
- 休猟区の指定 (同) 七
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (同) 八

告 示

岐阜県告示第四百九十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により次のとおり第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 第二種特定鳥獣の捕獲等ができる区域及び存続期間

区 域	存 続 期 間
前谷・大日休猟区及びひるがの休猟区の全部	平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

二 捕獲等ができる第二種特定鳥獣の種類

イノシシ及びニホンジカ

岐阜県告示第四百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名称	区域
釜ヶ谷鳥獣保護区	<p>山県市長滝地内の市道三二〇一七号と県道伊自良高富線との交点を起点とし、同所から同県道を西北進し林道伊自良高富線との交点に至り、同所から同林道を南西進し字深山と字千号寺とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西進し本巢市の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し山県市葛原の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市長滝字孝洞と同市平井との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同市長滝字孝洞と字保田との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同市長滝字孝洞と字林との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し字孝洞と字川向との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し字古畑と字川向との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し市道三二〇一七号との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
伊自良川鳥獣保護区	<p>山県市小倉地内の県道関本巢線と市道三七〇一六号との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道〇一〇一七号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道〇一〇一六号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道〇一〇一五号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三八〇二四号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道三七〇〇八号との交点に至り、同所から同市道を西南進し市道三七〇〇九号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道一六〇九九号との交点に至り、同所から同市道を南進し山県市梅原の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し岐阜市の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し市道三七〇一二号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三七〇一一号との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
大桑小学校鳥獣保護区	<p>山県市高富大桑南泉寺所有山林の二九林班の八一二の区域</p>
川尻鳥獣保護区	<p>揖斐郡揖斐川町東横山地内の国道三〇三号と横山ダム天端にある管理用通路との交点を起点とし、同所から同通路を西進し町道藤橋西横山線との交点に至り、同所から同町道を北進し国道三〇三号との交点(奥いび湖大橋西詰め)に至り、同所から同国道を北東進したのち西北進しさらに西進しさらに南西進し</p>

小瀬見鳥獣保護区	<p>町道川尻線との交点に至り、同所から同町道を西進したのち北進しさらに北東進し林道川尻線との交点に至り、同所から同林道を東進し旧坂内村(平成十七年一月三十日における揖斐郡坂内村をいう。)の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北進したのち東南進し国道四一七号との交点に至り、同所から同国道を西進し新川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域</p>
武芸川町鳥獣保護区	<p>関市武芸川町八幡地内の市道幹一五〇五号と市道幹一五〇八号との交点を起点とし、同所から市道幹一五〇八号を西進し市道一五二二二号との交点に至り、同所から同市道を西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を西北進し県道北野乙狩線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道幹一五〇五号との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
高沢鳥獣保護区	<p>関市下之保地内の民有林二林班イと同林班口との境界と血野川との交点を起点とし、同所から同河川を西進し同河川の支流である谷川との交点に至り、同所から同谷川を一〇〇メートル南西進したのち七〇メートル南進し字田之洞と字床鍋との境界をなす稜線との交点に至り、同所から同稜線を南進し関市神野の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し民有林一林班二と同林班水との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し字高沢と字門前との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し字水洞と字田之洞との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し字田之洞と字大畑との境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し民有林二林班イと同林班口との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
諸神鳥獣保護区	<p>関市上之保地内の林道奥山厚波線と県道金山上之保線との交</p>

初河鳥獣保護区	<p>点を起点とし、同所から同県道を南進し林道生屋屋市線との交点に至り、同所から同林道を西進し郡上市の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し民有林四四林班口一一 七と同林班口一一 六との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し小谷との交点に至り、同所から同境界を北東進し林道小市洞線との交点に至り、同所から同林道を北東進し林道奥山厚波線との交点に至り、同所から同林道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
宮奥鳥獣保護区	<p>郡上市美並町高砂地内の市道宮奥線の宮奥第一橋と瓢ヶ岳三角点(一、一六二・六メートル)に至る稜線との交点を起点とし、同所から同稜線を南西進し美濃市の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し関市の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し郡上市八幡町那比の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し民有林七〇林班と七一林班とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を東南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
奥山鳥獣保護区	<p>郡上市和良町土京地内の民有林一三三林班と一三三三林班との境界と土京川との交点を起点とし、同所から同境界を南西進し同市和良町鹿倉の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し同市明宝畑佐の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市明宝小川の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し家谷官行造林地の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し民有林一三九林班と一四一林班との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し同民有林一四〇林班と一四一林班との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
ひるがの高原鳥獣保護区	<p>郡上市高鷲町ひるがの地内の市道戸谷線と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し私道との交点に至り、同所から同私道を東南進し中部電力送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南西進し民有林八一林班の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し民有林八二林班の境界との交</p>
虎渓山鳥獣保護区	<p>多治見市生田町地内の市道〇一〇一〇〇線と国道一九号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し国道二四八号との交点に至り、同所から同国道を西北進し市道六一三三〇〇線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道三一四三〇〇線との交点に至り、同所から同市道を東南進し県道多治見八百津線との交点に至り、同所から同県道を東南進し県道河合多治見線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道〇一〇一〇〇線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
愛宕山鳥獣保護区	<p>中津川市川上地内の民有林二九林班又準林班の五、九、一三三、三三二、三三三及び三四の各小班の区域</p>
城山鳥獣保護区	<p>恵那市岩村町地内の岩村国有林一〇九九林班から一一〇三林班まで及び一一〇五林班から一一一〇林班まで並びに民有林四林班二準林班の区域</p>
大川平鳥獣保護区	<p>下呂市小川地内の飛驒川に架かる不動橋南詰を起点とし、同所から同川左岸を東進し竹原川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東南進し輪川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南進し字八助洞の境界との交点に至り、同所から同境界を南進し字大樽の境界との交点に至り、同所から同境界を南進したのち西進し字鳥屋日影の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し小川長洞国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同国有林一一三三林班と一一一六林班との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し民有林の境界との交点に至り、同所から同境界を北西進し字龜ヶ石の境界との交点に至り、同所から同境界を西南進し飛驒川左岸との交点に至り、</p>

黒石谷鳥獣保護区	同所から同川左岸を北西進したのち東進し起点に至る線により囲まれた区域 下呂市馬瀬黒石地内の本洞国有林のうち一〇三七林班から一〇四九林班まで及び西ヶ洞官行造林地の区域
高山鳥獣保護区	高山市大島町地内の市道塩屋見座線と旧久々野町（平成十七年一月三十一日における大野郡久々野町をいう。）の境界との交点を起点とし、同所から同境界を西北進し同市大島町字脇谷と字樽ヶ谷との境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し山口谷川との交点に至り、同所から同川を北進しゴウロゲ谷との交点に至り、同所から同谷を東進し市道山口朝日線との交点に至り、同所から同市道を南進したのち東進し字薄ヶ谷と字水呑洞との境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し三角点（九八四・九メートル）に至り、同所から稜線を北東進し市道塩屋見座線との交点に至り、同所から同市道を南進し起点に至る線により囲まれた区域
猪之鼻鳥獣保護区	高山市高根町猪之鼻地内の市道鳥谷ノ谷線と旧高根村（平成十七年一月三十一日における大野郡高根村をいう。以下同じ。）の境界との交点（鳥屋峠）から同境界に沿って約二〇〇メートル南進した地点を起点とし、同所から同市高根町字ヨシバ脇谷の境界を北東進し同市高根町字ヨシバの境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市高根町字東俣口の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進したのち東南進し同市高根町字猿畑の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し飛驒川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東進し国道三六一号との交点（下之向大橋北詰）に至り、同所から同国道を東進し高根第二ダムえん堤との交点に至り、同所から同ダムえん堤を東南進し飛驒川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し道後谷との交点に至り、同所から同谷を東南進したのち南西進し国有林の境界との交点に至り、同所から同境界を西進したのち西北進しさらに東進しさらに南進し旧朝日村の境界との交点に至り、同所から同境界を西進したのち西北進し起点に至る線により囲まれた区域
城山鳥獣保護区	昭和四十五年岐阜県告示第六百七十九号による高山市都市計画公園（城山公園）の区域
塩屋大谷鳥獣保護区	飛驒市宮川町塩屋地内の孫十郎尾国有林三二一五林班の境界と宮川右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸を西進したのち北進し同川と山ノ山谷とを分ける稜線との交点に至り、同

<p>二 存続期間 平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで</p> <p>三 鳥獣保護区の保護に関する指針</p>			田ノ平鳥獣保護区	所から同稜線を東南進し孫十郎尾国有林三二一五林班の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同国有林三二一六林班の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し同国有林三二一七林班の境界との交点に至り、同所から同境界を南進したのち西北進し同国有林三二一五林班の境界との交点に至り、同所から同境界を西進し起点に至る線により囲まれた区域	
名 称	指定区分	指 定 目 的	釜ヶ谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ツキノワグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
大桑小学校鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、アカマツの天然林が分布する大桑小学校の裏山であり、キジ、ヤマドリ、コジユケイをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し生息する鳥獣の保護を図る。	川尻鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、揖斐県立自然公園内の奥いび湖を中心とした地域であり、ハイタカ、オシドリ、二
伊自良川鳥獣保護区	集団渡来地の保護区	当該地域には、マガモ、コガモ、スズガモをはじめとする渡り鳥の中継地として重要な伊自良川があり、多様な渡り鳥が中継地として利用していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図る。	川尻鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、揖斐県立自然公園内の奥いび湖を中心とした地域であり、ハイタカ、オシドリ、二

小瀬見鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	ホンカモシカをはじめとする多種多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
武芸川町鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、農地と人工針葉樹林からなる地域であり、ホオジロ、ニホンイタチ、アナグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
高沢鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、奥長良川県立自然公園の一部が含まれ、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する地域であり、ヒヨドリ、カケス、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
諸神鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、「安らぎの郷」として自然体験施設が整備され、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する地域であり、ヒヨドリ、キジバト、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
初河鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が広がる地域であり、ホトトギス、カワガラス、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
宮奥鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、フクロウ、アカゲラ、ニホンシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
奥山鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、落葉広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、ト
ひるがの高原鳥獣保護区	区 集団繁殖地の保護	ヒ、ニホンザルをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
虎渓山鳥獣保護区	区 身近な鳥獣生息地の保護	当該地域は、湿原植物群生地及び低かん木類が点在する変化に富む地域であり、オオシシギ、ホオアカ、サンショウクイをはじめとする希少鳥類の生息が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
愛宕山鳥獣保護区	区 身近な鳥獣生息地の保護	当該地域は、市街地に隣接しシデコブシ、アカマツ、コナラ等が分布する丘陵地帯であり、キジバト、ヒヨドリ、メジロをはじめとする身近な鳥類が多く生息していることから、鳥獣保護地区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
城山鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、水凧山を中心とするヒノキ、スギ、ナラ等が分布する地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
大川平鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、飛騨川沿いの広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、トビ、ヤマドリ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
黒石谷鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、キジ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
高山鳥獣保護区	区 森林鳥獣生息地の保護	当該地域は、多種の落葉広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、イノシシ、キジをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

<p>一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。</p> <p>平成二十九年十一月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1356 183 1436 376">猪之鼻鳥獣保護区</td> <td data-bbox="1356 376 1436 526">森林鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="1356 526 1436 1070">息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1181 183 1356 376">城山鳥獣保護区</td> <td data-bbox="1181 376 1356 526">身近な鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="1181 526 1356 1070">当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 183 1181 376">塩屋大谷鳥獣保護区</td> <td data-bbox="1005 376 1181 526">森林鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="1005 526 1181 1070">当該地域は、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジバト、カワセミ、ホンドキツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 183 1005 376">田ノ平鳥獣保護区</td> <td data-bbox="829 376 1005 526">森林鳥獣生息地の保護区</td> <td data-bbox="829 526 1005 1070">当該地域は、ナラ、ブナ等の落葉広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。</td> </tr> </table>	猪之鼻鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	城山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	塩屋大谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジバト、カワセミ、ホンドキツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	田ノ平鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、ナラ、ブナ等の落葉広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
猪之鼻鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。												
城山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。												
塩屋大谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、広葉樹林及び人工針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジバト、カワセミ、ホンドキツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。												
田ノ平鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護区	当該地域は、ナラ、ブナ等の落葉広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多くの鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。												
<p>二 特別保護地区の存続期間</p> <p>平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで</p>	<p>三 特別保護地区の保護に関する指針</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1356 1164 1436 1357">川尻特別保護地区</td> <td data-bbox="1356 1357 1436 2096">揖斐郡揖斐川町東横山地区内の国道三〇三号と横山ダム末端にある管理用通路との交点を起点とし、同所から同通路を西進し町道藤橋西横山線との交点に至り、同所から町道を北進し国道三〇三号との交点（奥いび湖大橋西詰め）に至り、同所から町道を北東進したのち西北進しさらに西進しさらに南西進し町道川尻線との交点に至り、同所から町道を西進したのち北進しさらに北東進し林道川尻線との交点に至り、同所から同林道を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から新川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1181 1164 1356 1357">初河特別保護地区</td> <td data-bbox="1181 1357 1356 2096">郡上市白鳥町石徹白地区内の初河谷と石徹白川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を西北進し初河谷とスゴノ谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東進し初河山三角点（一、五八七・六メートル）を経て高山市の境界との交点（丸山三角点（一、七八六メートル））に至り、同所から同境界を東南進し初河谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1005 1164 1181 1357">ひるがの高原特別保護地区</td> <td data-bbox="1005 1357 1181 2096">郡上市高鷲町ひるがの地区内の市道戸谷線と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道アマゴ谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 1164 1005 1357">虎渓山特別保護地区</td> <td data-bbox="829 1357 1005 2096">平成十六年五月十八日現在の虎渓山風致地区の区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="654 1164 829 1357">城山特別保護地区</td> <td data-bbox="654 1357 829 2096">昭和四十五年岐阜県告示第六百七十九号による高山市都市計画公園（城山公園）の区域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1164 654 1357">塩屋大谷特別保護地区</td> <td data-bbox="478 1357 654 2096">飛騨市宮川町地区内の孫十郎尾国有林三二一六林班口小班及び三二一七林班イ小班の区域</td> </tr> </table>	川尻特別保護地区	揖斐郡揖斐川町東横山地区内の国道三〇三号と横山ダム末端にある管理用通路との交点を起点とし、同所から同通路を西進し町道藤橋西横山線との交点に至り、同所から町道を北進し国道三〇三号との交点（奥いび湖大橋西詰め）に至り、同所から町道を北東進したのち西北進しさらに西進しさらに南西進し町道川尻線との交点に至り、同所から町道を西進したのち北進しさらに北東進し林道川尻線との交点に至り、同所から同林道を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から新川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域	初河特別保護地区	郡上市白鳥町石徹白地区内の初河谷と石徹白川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を西北進し初河谷とスゴノ谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東進し初河山三角点（一、五八七・六メートル）を経て高山市の境界との交点（丸山三角点（一、七八六メートル））に至り、同所から同境界を東南進し初河谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	ひるがの高原特別保護地区	郡上市高鷲町ひるがの地区内の市道戸谷線と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道アマゴ谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域	虎渓山特別保護地区	平成十六年五月十八日現在の虎渓山風致地区の区域	城山特別保護地区	昭和四十五年岐阜県告示第六百七十九号による高山市都市計画公園（城山公園）の区域	塩屋大谷特別保護地区	飛騨市宮川町地区内の孫十郎尾国有林三二一六林班口小班及び三二一七林班イ小班の区域
川尻特別保護地区	揖斐郡揖斐川町東横山地区内の国道三〇三号と横山ダム末端にある管理用通路との交点を起点とし、同所から同通路を西進し町道藤橋西横山線との交点に至り、同所から町道を北進し国道三〇三号との交点（奥いび湖大橋西詰め）に至り、同所から町道を北東進したのち西北進しさらに西進しさらに南西進し町道川尻線との交点に至り、同所から町道を西進したのち北進しさらに北東進し林道川尻線との交点に至り、同所から同林道を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から新川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域													
初河特別保護地区	郡上市白鳥町石徹白地区内の初河谷と石徹白川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を西北進し初河谷とスゴノ谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東進し初河山三角点（一、五八七・六メートル）を経て高山市の境界との交点（丸山三角点（一、七八六メートル））に至り、同所から同境界を東南進し初河谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域													
ひるがの高原特別保護地区	郡上市高鷲町ひるがの地区内の市道戸谷線と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道アマゴ谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域													
虎渓山特別保護地区	平成十六年五月十八日現在の虎渓山風致地区の区域													
城山特別保護地区	昭和四十五年岐阜県告示第六百七十九号による高山市都市計画公園（城山公園）の区域													
塩屋大谷特別保護地区	飛騨市宮川町地区内の孫十郎尾国有林三二一六林班口小班及び三二一七林班イ小班の区域													
<p>川尻特別保護地区</p> <p>森林鳥獣生息地の保護</p>	<p>指定区分</p> <p>指 定 目 的</p> <p>当該区域を含む地域は、奥いび湖を中心とした地域であり、ハイタカ、オシドリ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。</p>													

初河特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護	特に冬期に多くのカモ類が飛来する奥いび湖の水面周辺の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
ひるがの高原鳥獣保護区	集団繁殖地の保護区	当該区域を含む地域は、湿原植物群生地及び低かん木類が点在する変化に富む地域であり、オオジシギ、ホオアカ、サンショウウイをはじめとする希少鳥類の良好な繁殖地である。特に営巣、採餌等に適した当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する希少鳥獣の生息環境を保全する。
虎深山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、市街地に隣接し、シデコブシ、アカマツ、コナラ等が分布する丘陵地帯であり、キジバト、ヒヨドリ、メジロをはじめとする身近な鳥類が多数生息している。特に自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最適である当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
城山鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該区域を含む地域は、市街地に隣接し、スギ等の針葉樹林や広葉樹林が分布する丘陵地帯であり、キジバト、ヒヨドリ、メジロをはじめとする身近な鳥類が生息している。特に自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最適である当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
塩屋大谷鳥獣保護区	森林鳥獣生息地の保護	当該区域を含む地域は、ブナ等の落葉広葉樹林やスギ等の針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジバト、カワセミ、ホンドキツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっているブナ等の落葉広葉樹林からなる当該区域について、特別保

護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

岐阜県告示第四百九十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名 称	区 域
前谷・大日休猟区	郡上市白鳥町内の国道一五六号と県道前谷石徹白線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し大日ヶ岳登山道との交点（桧峠）に至り、同所から同登山道を北東進し水後山三角点（一、五五八・五メートル）を経て同市白鳥町と同市高鷲町との境界との交点（大日ヶ岳山頂（一、七〇八・九メートル））に至り、同所から同境界を南進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
ひるがの休猟区	郡上市高鷲町ひるがの地内の同市と高山市との境界と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を南進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道アマゴ谷線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道太田線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を西進し同市道の終点に至り、同所から二五〇メートル南進し大日ヶ岳登山道始点に至り、同所から同登山道を西北進し郡上市と高山市の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し三角点（一、二〇八・六メートル）を経て起点に至る線により囲まれた区域

二 休猟区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで

岐阜県告示第四百九十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 禁止する特定猟具の種類

銃器

二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域

名称	区域
大滝特定猟具使用禁止区域	不破郡垂井町大滝字東谷地内の林道東谷線の終点と谷川との交点を起点とし、同所から同谷川を北進し字東谷八四一七四と八四一七五との境界をなす稜線との交点に至り、同所から同稜線を北西進し中部電力鉄塔番号三三三を経て、揖斐郡揖斐川町の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し揖斐郡池田町の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し私設作業路との交点に至り、同所から同作業路を南西進し同作業路の三叉路を経て、西進し起点に至る線により囲まれた区域
檜俣特定猟具使用禁止区域	安八郡輪之内町大字大藪地内の県道北方多度線と県道羽島養老線との交点を起点とし、同所から県道北方多度線を北進し安八郡安八町の境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し長良川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し大藪大橋との交点に至り、同所から同橋を西進し起点に至る線により囲まれた区域
北方特定猟具使用禁止区域	揖斐郡揖斐川町北方地内の国道三〇三号と町道揖斐川城山反鼻谷線との交点を起点とし、同所から同町道を北東進し町道揖斐川田乙門線との交点に至り、同所から同町道を東南進し町道揖斐川横間倉櫃手線との交点に至り、同所から同町道を北東進したのち北進し町道揖斐川城山反鼻谷線との交点に至り、同所
池田町東・八幡地区特定猟具使用禁止区域	から同町道を北東進し町道揖斐川中之平筈洞線との交点に至り、同所から同町道を北東進したのち東進し北方財産区作業道との交点に至り、同所から同作業道を北東進したのち南西進しさらに北東進し県道神原揖斐川線との交点に至り、同所から同県道を南進し町道揖斐川丹後野天上線との交点に至り、同所から同町道を南西進し飛鳥川用水路との交点に至り、同所から同水路を西進し国道三〇三号との交点に至り、同所から同国道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域

<p>稲辺特定猟具使用禁止区域</p>	<p>美濃加茂市加茂野町稲辺字福成塚地内の大久手排水路と加茂郡坂祝町との境界との交点を起点とし、同所から同境界を南進したのち西進し関市の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し大久手排水路との交点に至り、同所から同排水路を南東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>大森特定猟具使用禁止区域</p>	<p>可児市大森地内の市道田白桜ヶ丘線と市道辻洞松伏線との交点を起点とし、同所から桂ヶ丘三丁目六四番地に向かって北東進し市道二四二九号との交点に至り、同所から同市道を西北進したのち東南進し市道二四四七号との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道二四二九号との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道多治見白川線との交点に至り、同所から同市道を北東進し同市大字久々利柿下入会の境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市豊ヶ丘の境界との交点に至り、同所から豊ヶ丘と民有林との境界を東進し柿下ため池のえん堤の交点に至り、同所から同境界を東進し多治見八百津線との交点に至り、同所から同境界を東南進したのち南西進し市道一五二号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道二四八四号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道田白桜ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を北西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>大矢元特定猟具使用禁止区域</p>	<p>郡上市美並町白山地内の市道大矢元本線と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を北進し市道姥ヶ洞本線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道大矢元本線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>寺河戸特定猟具使用禁止区域</p>	<p>瑞浪市土岐町地内の県道大西瑞浪線と市道一日市場八幡線との交点を起点とし、同所から同市道を東南進し県道瑞浪大野瀬線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道文化センター線との交点（瑞浪大橋西端）に至り、同所から同市道を南西進し土岐橋西端及び明德橋北端を経たのち北進し市道竜門一号線との交点に至り、同所から同市道を西進し土岐川右岸堤防との交点に至り、同所から同堤防を西北進し県道上山田寺河戸線との交点（瑞浪橋北端）に至り、同所から同県道を北進し市道小</p>
<p>大萱特定猟具使用禁止区域</p>	<p>中津川市田瀬大萱地内の県道白川福岡線と市道福岡四〇号との交点を起点とし、同所から同市道を北東進し市道福岡五〇号との交点に至り、同所から同市道を北進したのち西北進し市道島田橋柏原線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道福岡四二号との交点に至り、同所から同市道を東南進したのち南西進し市道福岡四〇号との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道福岡三三八号との交点に至り、同所から同市道を東南進し県道白川福岡線との交点に至り、同所から同市道を西北進したのち西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>西山特定猟具使用禁止区域</p>	<p>中津川市駒場地内のJR中央本線上り線と市道松源寺大平線との交点を起点とし、同所から同市道を北進したのち西進し市道中津三一号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道坂本六号との交点に至り、同所から同市道を南進したのち西進し農道二二二二号との交点に至り、同所から同農道を西北進し旧大溜池堤との交点に至り、同所から同堤を北東進し旧大溜池進入路との交点に至り、同所から同進入路を西北進し市道鍛冶屋平若屋堂線との交点に至り、同所から同市道を西北進し新溜池進入路との交点に至り、同所から同進入路を北進し新溜池堤との交点に至り、同所から同堤を東進し西山第一用水路との交点に至り、同所から同水路を北進し私道との交点に至り、同所から同私道を北東進し市道中津一四号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道松源寺大平線との交点に至り、同所から同市道を東進し国道二五七号との交点に至り、同所から同国道を東南進しJR中央本線との交点に至り、同所から同中央本線上り線に沿って南進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>恵那後田特定猟具使用禁止区域</p>	<p>恵那市長島町正家地内の市道清水白坂線と市道雀ヶ根総合庁舎線との交点を起点とし、同所から市道雀ヶ根総合庁舎線を北進し中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を東進し市道大井町二一三三号との交点に至り、同所より同市道を東南進し市道六号との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道山ノ寺白坂線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道東野八号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道長島町一二二号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道清水</p>		

<p>串原ベルグラビ アリソート特定 猟具使用禁止区 域</p>	<p>白坂線との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>武並特定猟具使 用禁止区域</p>	<p>恵那市武並町地内の国道四一八号と国道一九号との交点を起点とし、同所から国道四一八号を北進し市道武並町七七号(東海自然歩道)との交点に至り、同所から同市道を東進し市道早層洞新田線との交点に至り、同所から同市道を南進し国道一九号との交点に至り、同所から同国道を南西進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を西進し市道野井武並線との交点に至り、同所から同市道を南進したのち東南進し市道鳥居前川上線との交点に至り、同所から同市道を東南進し県道多治見恵那線との交点に至り、同所から同県道を南西進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を北進したのち西進し県道武並土岐多治見線との交点に至り、同所から同県道を南西進し瑞浪市の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し国道一九号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>久々野特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>高山市久々野町無数河地内の飛驒川と無数河川との交点を起点とし、同所から無数河川左岸を西北進し県道段々々野線との交点に至り、同所から同県道を西北進し市道橋場一三三号との交点に至り、同所から同市道を西北進し久々野総合運動公園に通じる歩道との交点に至り、同所から同歩道を北東進し久々野総合運動公園と山林との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し市道西洞九号との交点に至り、同所から同市道を北進し国道四一八号との交点に至り、同所から同国道を東南進し市道反保三三三号との交点に至り、同所から同市道を北東進し市道西洞二二二号との交点に至り、同所から同市道を二二〇メートル北東進し市立久々野中学校の裏山山頂へ向かう稜線との交点に至り、同所から同稜線を東進し山頂を経て飛驒川に架かる久須母橋へ至る稜線を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>平湯特定猟具使 用禁止区域</p>	<p>高山市奥飛驒温泉郷平湯字コウ島地内の平湯川右岸と安房谷との交点を起点とし、同所から同谷を東南進し中部縦貫自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西進し民有林二六</p>

<p>山田湖特定猟具 使用禁止区域</p>	<p>飛驒市神岡町山田地内の県道神岡河合線と市道巢山線との交点を起点とし、同所から同市道を東進したのち南進しさらに西進し県道神岡河合線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>脇谷特定猟具使 用禁止区域</p>	<p>飛驒市河合町稲越地内の市道湯峯峠線と旧古川町(平成十六年一月三十一日における吉城郡古川町をいう)の境界との交点(湯峯峠)を起点とし、同所から同境界を東南進したのち南西進し滝ヶ洞国有林三一四八林班の境界との交点に至り、同所から同境界を南進したのち西北進し同国有林三一四九林班の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進したのち北進し同国有林三一五〇林班の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進し同国有林三一五〇林班り小班の境界との交点に至り、同所から同境界を西北進したのち北東進し飛驒市河合町字仏棚の境界との交点に至り、同所より同境界を北進したのち北東進し同町字かじや作の境界との交点に至り、同所から同境界を北東進し同町字前平の境界との交点に至り、同所から同境界を北進し稲越川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東進し市道湯峯峠線との交点(湯峯橋南詰)に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>

三 特定猟具使用禁止区域の存続期間
平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

平成二十九年十一月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社